



茨城県報

第 7 7 6 号

平成 8 年 8 月 5 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●救急医療協力診療所の申出の撤回（医療整備課）	1
●第二種大規模小売店舗に関する公示（商業流通課）	2
●大規模小売店舗の廃止に関する公示（ 〃 ）	2
●保安林の指定の解除の予定（林業課）	2
●定款変更の認可（農地管理課）	2
●土地改良事業の工事の完了（ 〃 ）	3
●国土調査法に規定する調査の実施（農地計画課）	3
●道路の区域の変更（3 件）（道路維持課）	3
●道路の供用の開始（ 〃 ）	4
●換地処分の届出（2 件）（土地改良事務所）	5
（大規模小売店舗審議会）	
●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	5

公 告

●開発行為の工事完了（5 件）（建築指導課）	6
●道路の位置の指定（2 件）（ 〃 ）	7

告 示

茨城県告示第 9 5 6 号

次の救急医療協力診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和 5 2 年茨城県規則第 1 1 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申出の撤回があったので、同規則第 4 条第 2 項の規定により告示する。

平成 8 年 8 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
カ サ ギ 外 科 医 院	鹿島郡神栖町平泉外 1 2 入会 6 4 - 8 3



茨城県告示第957号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 谷田部商事株式会社
株式会社桃屋
- 2 建物の名称及び所在地 ドラック寺島 下妻店
茨城県下妻市大字古沢字川入4番地2，他3筆

茨城県告示第958号

大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 亀宗
- 2 建物の名称及び所在地 亀宗那珂湊店
茨城県ひたちなか市釈迦町7414-1

茨城県告示第959号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
那珂郡山方町小貫字小丸山下川東622の9から622の11まで・622の24・622の25（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び山方町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第960号

平成8年5月31日付けで、那珂湊土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成8年7月30日認可した。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第961号

県営椎塚地区土地改良事業の工事が平成8年3月11日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項のきていに基づき公告する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第962号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第2号に規定する調査を次のとおり実施する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 国土調査として指定された年月日

平成8年7月15日

2 調査を実施する者の名称

茨 城 県

3 調査区域

測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、建設大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域

「塙（茨城県の区域に限る。）」、「大子（茨城県の区域に限る。）」、「喜連川（茨城県の区域に限る。）」、「常陸大宮（茨城県の区域に限る。）」、「烏山（茨城県の区域に限る。）」

4 調査期間

この告示の日から平成9年3月31日まで

茨城県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年8月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 茨城鹿島線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字安塚字蔵並1128番イ地先から 鹿島郡鉾田町大字安塚字境1029番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 9.2	283	
		最小 4.4		
		最大 31.5	580	
鹿島郡鉾田町大字安塚字蔵並1124番1地先から 鹿島郡大洋村大字二重作字富士下504番地先まで	新	最大 31.5	580	旧 道 移 管
		最小 11.0		

茨城県告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年8月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下太田鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字安房字三角山1407番2地先から	旧	メートル 最大 26.0 最小 5.9	メートル 1,850	
鹿島郡鉾田町大字鉾田字新町1569番13地先まで	新	—	—	旧道移管

茨城県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年8月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 谷田部牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡茎崎町大字高崎字稻荷原番外1番45地先から 稲敷郡茎崎町大字高崎字稻荷下1292番1地先まで	旧	メートル 最大 5.5 最小 4.0	メートル 130	
稲敷郡茎崎町大字高崎字稻荷原番外1番45地先から 稲敷郡茎崎町大字高崎字稻荷下1242番2地先まで	旧	最大 11.0 最小 10.3	130	
稲敷郡茎崎町大字高崎字稻荷原番外1番45地先から 稲敷郡茎崎町大字高崎字稻荷下1242番2地先まで	新	最大 11.0 最小 10.3	130	旧道移管

茨城県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成8年8月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道下館三和線
- 2 供用開始の区間 真壁郡関城町大字関本下字新郷2502番地先から
真壁郡関城町大字関本下字通神2531番1地先まで
- 3 供用開始の期間 平成8年8月5日

茨城県告示第967号

平成8年3月27日付け江土改指令第16号で認可した羽根野地区の更正換地計画については、豊田新利根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成8年8月5日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第968号

平成8年5月23日付け江土改指令第21号で認可した曾根地区の更正換地計画については、豊田新利根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成8年8月5日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第36号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成8年8月5日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 セイブ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ けやき台店
茨城県水戸市けやき台3丁目38, 39, 41
- 3 現在の閉店時刻 午後8時
- 4 繰下げ後の閉店時刻 午後9時

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市河和田町字榎本3637番1, 同番2, 同番3, 同番4, 3639番, 3640番4, 3641番1, 同番4, 3644番5

2 事業主の住所及び氏名

水戸市河和田町3642番地

平 戸 邦 明

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市高場字縄手下2388番, 2389番, 2390番, 2391番, 2392番1, 同番2, 2393番1, 同番2, 2394番1, 同番2, 2395番1, 同番2, 2396番, 2397番, 2398番, 2399番, 2404番

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市勝田泉町2番12号

勝田市農業協同組合

代表理事組合長 大 貫 善 彦

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町大字太田字接骨草639番3, 同字640番, 字下モ田932番1, 同字393番1

2 事業主の住所及び氏名

西茨城郡岩瀬町大字太田630番1

株式会社 斎川商店

代表取締役 斎 川 榮八郎

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字宮津台199番23, 同番61から同番85

2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市宮中東山2080番地8

有限会社 宮中地所

代表取締役 宮 内 晃

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市若柴町字長山前2240番369

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区霞ヶ関三丁目3番2号

三井石油株式会社

代表取締役社長 木 下 禎 一

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成8年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 950 号	8. 7. 12	大和田 敏行	日立市日高町 1丁目6番1号	多賀郡十王町大字友部 字石田765番5, 772番5	メートル 4.10	メートル 31.30
南総建指令 第 1298 号	8. 7. 16	梅田 あや子	稲敷郡茎崎町高見原 1丁目6-5	稲敷郡茎崎町高見原1丁目 6-128, 同-129	メートル 6.2	メートル 11.99

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)